

モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	子育て家庭の生活の安定を図ること
------------------	------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	IV	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	3	子育て生活の安定を図ること
施策目標	3-1	子育て家庭の生活の安定を図ること
個別目標	1	児童手当制度の適正な運営を図ること
(評価対象事務事業) ・児童手当の支給		
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1 目的等 児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。		
2 根拠法令等 ○児童手当法(昭和46年法律第73号)		
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局育成環境課	
関係部局・課室	-	

2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	出生に伴う新規認定時における出生月翌月からの支給割合(95%/平成21年度)	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課調べによる。 ☆21年度において自治体調査を実施						

3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 児童手当制度の適正な運営を図ること						
個別目標に係る指標 アウトカム指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	出生に伴う新規認定時における出生月翌月からの支給割合(95%/平成21年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	-	-	-	-	-
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、雇用均等・児童家庭局育成環境課調べによる。						

(VI-3-1)